

基礎年金番号通知書再交付申請書(共済用)

提出日:(和暦) 年 月 日

①基礎年金番号(10桁)					②生年月日									
				—						5.昭和 7.平成 9.令和				年 月 日
③交付事由					紛失・き損等の事由									
(該当する事由の数字を○で囲む)														
紛失・1														
毀損または汚れ・2														
紛失・9														
④加入共済組合 (複数ある場合は現在または最後に所属された共済組合名をご記入ください。)														
日本郵政共済組合														
⑤長期組合員番号(9桁)(※ 加入共済組合により番号の名称が異なります。)														

住所(〒 —)

電話番号

(フリガナ)
氏名

印

【記入上の注意】

- 1 基礎年金番号が不明の場合は①欄については記入不要です。
- 2 ②から⑤欄に記入不備があると「基礎年金番号通知書」の再交付ができませんのでご注意下さい。
- 3 ②の元号および③の交付事由は、該当する数字を○で囲んでください。
- 4 ⑤の組合員番号または職員番号等が不明の場合は所属の共済組合にご確認下さい。
- 5 き損または汚れのため再交付を受けようとするときは、お手持ちの基礎年金番号通知書を添えて下さい。
- 6 受給権者の方は⑤欄に共済年金の証書番号をご記入下さい。

◎ この申請書の提出先は 最寄りの年金事務所(旧社会保険事務所)です。

年金事務所(旧社会保険事務所)の所在地等については「日本年金機構ホームページ」又は「ねんきんダイヤル」でご確認ください。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※ IP電話・PHSからは 03-6700-1165

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 (ただし月曜日は19:00まで受付時間を延長)

第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※基礎年金番号をお電話でお教えすることはできません。

基礎年金番号通知書再交付申請書(共済用)

提出日:(和暦)XX年10月 1日

①基礎年金番号(10桁)					②生年月日										
				—						5.昭和	7.平成	9.令和	XX年	12月	1日
③交付事由					紛失・き損等の事由										
(該当する事由の数字を○で囲む)					転居の際に紛失したものと思います。										
紛失・1															
毀損または汚れ・2															
紛失・9															
④加入共済組合(複数ある場合は現在または最後に所属された共済組合名をご記入ください。)															
日本郵政共済組合															
⑤長期組合員番号(9桁)(※ 加入共済組合により番号の名称が異なります。)															
(※ 申請者が本人であることを確認するために必要ですので必ずご記入ください。)															

住所(〒330-0081)

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

電話番号 048-600-XXXX

(フリガナ) キョウサイ タロウ
氏名 共済 太郎



【記入上の注意】

- 基礎年金番号が不明の場合は①欄については記入不要です。
- ②から⑤欄に記入不備があると「基礎年金番号通知書」の再交付ができませんのでご注意ください。
- ②の元号および③の交付事由は、該当する数字を○で囲んでください。
- ⑤の組合員番号または職員番号等が不明の場合は所属の共済組合にご確認下さい。
- き損または汚れのため再交付を受けようとするときは、お手持ちの基礎年金番号通知書を添えて下さい。
- 受給権者の方は⑤欄に共済年金の証書番号をご記入下さい。

◎ この申請書の提出先は 最寄りの年金事務所(旧社会保険事務所)です。

年金事務所(旧社会保険事務所)の所在地等については「日本年金機構ホームページ」又は「ねんきんダイヤル」でご確認ください。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※ IP電話・PHSからは 03-6700-1165

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 (ただし月曜日は19:00まで受付時間を延長)

第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※基礎年金番号をお電話でお教えることはできません。